

## 令和8年度中部森林管理局庁舎警備等業務委託契約書（案）

1 対象業務 中部森林管理局庁舎、敷地の警備及び仕分等業務等

2 契約期間 自 令和8年4月1日  
至 令和9年3月31日

3 契約金額 ￥  
(うち、消費税等相当額 ￥ )

4 特約事項 別紙1, 2のとおり

上記の対象業務について、発注者 支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広と受注者 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて下記の契約条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年4月1日

発注者 長野県長野市大字栗田715-5  
支出負担行為担当官  
中部森林管理局長 佐伯 知広

受注者

## 契 約 条 項

### (警備実施要領)

第1条 警備の目的、任務及び実施方法等については、別添1「中部森林管理局庁舎警備業務実施要領」によるものとする。

### (勤務時間)

第2条 本契約による委託部分は、別添1の別表1「勤務時間の割振表」によるものとする。

### (権利義務の譲渡)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

### (再委託の制限)

第4条 受注者は、委託事業達成のため、委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならぬ。

- 2 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。
- 4 受注者は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を第1項承認後、速やかに届け出なければならない。
- 5 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認後、速やかに前項の書面を変更し発注者に届けなければならない。
- 6 発注者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときには、受注者に対して必要な報告を求めることができる。
- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第1条に規定する委託費の限度額の50%以下であり、かつ、100万円以下である場合には軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

### (警備員等の通知)

第5条 受注者は、警備業務等に従事する警備員等の住所・氏名・年齢及び略歴について、書面をもって発注者に通知するものとする。

### (個人情報に関する機密保持等)

第6条 受注者及び委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することとなるものを含む。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 受注者及び委託事業従事者は、保有した個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第7条 受注者は、委託事業を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合、又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的が達成することができない場合以外には、複製、送信又は持ち出してはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生における対応)

第8条 受注者は保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害拡大防止等のための必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第9条 受注者は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については返却しなければならない。

(再委託の条件)

第10条 受注者は、発注者の承認を受けこの委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い第6条から前条までに規定する発注者に対する義務を当該第三者に約さなければならない。

(警備員に関する措置請求)

第11条 発注者は、警備員について著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について、その結果を請求を受理した日から10日以内に、書面をもって発注者に通知しなければならない。

(設備及び貸与品の使用)

第12条 受注者は、警備業務の遂行に必要な最小限の電気・ガス・水道・電話及び、別添1の別表4の物品について無償で使用できるものとする。

2 受注者は、前項の貸与品について善良な管理者の注意をもって使用又は、保管しなければならない。

3 受注者は、故意又は過失により貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定する期間内に代品を納め、若しくは現状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

ただし、貸与品のうち故意又は過失によらずに故障がおきる物品の修理代及び、消耗により使用が不可能となる物品の更新費用は発注者の負担とする。

(警備業務の変更、中止等)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは書面をもって受注者に通知し、警備内容を変更し、又は中止させることができる。

この場合において必要があると認められるときは、契約金額を変更し、又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

(到着荷物受領等及び入庁者の案内業務等実施要領)

第14条 受注者は、別添2「到着荷物受領等及び入庁者の案内業務等実施要領」に基づき、発注者又は発注者の命じた監督職員（以下「監督職員」という。）の指示により、物品を仕分けし、梱包、発送及びこれに付帯する業務を行うものとする。

2 発注者は、前項の監督職員を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、受託業務に関して疑義が生じた時は、監督職員に指示を求め、その指示に従わなければならない。

(施設の利用等)

第15条 発注者は、前条の目的を達成するため、中部森林管理局仕訳室を受注者に使用させるものとする。

(経費の負担区分)

第16条 運送会社に支払う運送費、その他発注者が必要と認める物品の取得及び修繕にかかる経費並びに電気料については発注者の負担とし、梱包に必要な材料費については 受注者の負担とする。

ただし、別添2の別表5に掲げる材料は発注者が支給する。

(受託物品等の保管義務)

第17条 受注者は、受託物品及び施設並びに運営物品の維持管理について、善良な管理者の注をもってしなければならない。

(損害賠償)

第18条 受注者が、故意又は重大な過失によって受託物品をき損し又は滅失したときは、自己の負担においてこれを原形に復する又は、発注者の算定する損害額を賠償しなければならない。

ただし、天災その他不可抗力による場合は適用しないものとする。

(契約金額の変更)

第19条 発注者又は受注者は、賃金又は物価の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して書面をもって請負代金額の変更を求めることができる。

(業務完了の確認及び検査)

第20条 発注者は、委託業務の完了の確認及び検査について、各日毎に別添1「中部森林管理局舍警備業務委託実施要領」に定めた巡回時計、警備日誌等並びに別添2「到着荷物受領等及び入庁者の案内業務等実施要領」に定めた業務日誌により行う。

#### (委託代金の支払い)

第21条 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。なお消費税及び地方消費税に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てるものとする。

2 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により前項の約定期間に代金を支払わない場合は、支払期限到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

3 第2項の期限までに支払をしないことが天災、その他やむを得ない理由によるときは、その理由の継続する期間は約定期間に算入しないものとする。

#### (発注者の解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、就業すべき時刻を過ぎても就業しないとき。

(2) 前号のほか、契約に違反しその違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 第3条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

ただし、既済部分については及ばないものとする。

#### (解除に伴う措置)

第23条 契約が解除された場合において受注者は、第12条第1項の規定による貸与品を発注者に返還しなければならない。

#### (談合等の不正行為に係る解除)

第24条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人(受託者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決)

第26条 この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は双方が選定する第三者のあっせん、又は調停により解決を図るものとする。

(契約外の事項)

第27条 この契約条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(特約事項)

第28条 別紙1、2のとおり

別紙1

請負金額月別割振

発注者及び受注者は、この請負契約のうち予算の関係上、請負金額を月別に割振し、この契約金額を明示しその効力を発生させるものとする。

回数	月別	請負金額 (税込み)	備考
1	4		
2	5		
3	6		
4	7		
5	8		
6	9		
7	10		
8	11		
9	12		
10	1		
11	2		
12	3		
計			

## 別紙2

### 暴力団排除に関する特約条項

#### (属性要件に基づく契約解除)

第1条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### (行為要件に基づく契約解除)

第2条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### (表明確約)

第3条 受注者は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

#### (再請負契約等に関する契約解除)

第4条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が、再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 発注者は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 受注者は、発注者が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。